

## 令和5年度事業計画

### I はじめに

令和3年4月21日に成立した「民法等の一部を改正する法律」（以下、「改正民法」という。）及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（以下、「相続土地国庫帰属法」という。）が令和5年度（以下、「今年度」という。）から順次施行される。

令和5年4月1日には所有者不明土地・建物及び管理不全状態にある土地・建物についての「財産管理制度の創設」、共有物の利用や共有関係の解消をしやすくすることを目的とした「共有制度の見直し」、ライフラインの設備の設置・使用権の整備や隣地使用権のルールの見直しを目的とした「相隣関係の見直し」、長期間経過後の遺産分割のルールの導入を目的とした「遺産分割に関する新たなルールの導入」、同年4月27日には相続土地国庫帰属法が施行され、司法書士業務に影響を及ぼす制度が始まった。

そして、改正民法における最もセンセーショナルな改正点である「相続登記の義務化」が令和6年4月1日に施行される。相続登記の義務化は、我々司法書士はもとより一般市民に対しても大きな影響を与えるものであり、施行までの約1年間、市民に対する啓発活動及び相続登記促進事業を最重点事業として位置付けている。

これらの法改正や新制度の創設により、これまで司法書士が培ってきたノウハウや専門的知識を遺憾なく発揮することで、我が国が抱える諸問題の解決に寄与することが期待されている。

また、世界中を混乱に陥れた新型コロナウイルス感染症の拡大は、完全に終息したとはいえないまでも、ようやく一段落といったところまで来ている。しかしながら、長く続いたコロナ禍の影響により、現在も深刻な状況にある市民は多く存在する。経済的に困窮する方や人々との繋がりを失い孤立している方などに対し、寄り添い支援していく。

コロナ禍は多くの困窮者や人とのコミュニケーションの機会を失った市民等を生んだだけでなく、一方では社会を加速度的に変化させ、今まさにデジタル社会の到来を迎えようとしている。

政府の規制改革実施計画によれば、行政手続をはじめ、あらゆる分野においてデジタル化されることが計画されており、数年先にはデジタル社会を構築するものとなっている。デジタル化の波は我々が身を置く司法書士業界にも例外なく押し寄せており、その社会的インフラに順応し対応していくことこそが今を生きる司法書士に与えられた使命であり、150年という歳月の礎といえる。よって、個々の司法書士が変わりゆく社会あるいは時代に淘汰されないよう当事者意識を持って取り組んでいく必要がある。

令和4年8月3日に司法書士制度150周年を迎えたが、今後200年、そして300年と存続し発展していくため、「身近なくらしの法律家」として、変容していく社会からの求めや市民の期待に応えることで、市民から頼られ、親しまれ、愛される職能であり続けることを願いつつ、この新しい時代の幕開けの中で151年目の第一歩を踏み出したい。

## II 重点方針

### 1 相続登記の義務化に向けて、積極かつ多岐にわたる啓発活動の推進

#### (1) 相続登記の義務化につき、さらなる啓発活動の強化

相続登記の義務化に関する法改正の施行日（令和6年4月1日）まで、1年を切りいよいよカウントダウンの段階になっている。

令和4年度（以下、「昨年度」という。）は、相続・遺言セミナー等の開催により啓発活動を行ったが、これらの事業を継続して実施するとともに、法務局や自治体等と連携した新たな広報を行うなど昨年度以上に積極的な啓発活動を展開し、司法書士が相続登記の専門家であることを広く周知する。

#### (2) 相続登記業務及び遺言書作成支援業務の受託数増加に向けての事業展開

相続登記促進のためには、相続登記の義務化の啓発活動とあわせて相続に関する相談需要に対応する必要がある。また、既に相続が開始されている案件に適切に対応することはもとより、今後発生する相続について、相続手続を困難にする要因を除去するための手段としての遺言の有用性・重要性を市民にわかりやすく周知し、これにより喚起される遺言書作成需要に対して適切な支援を行っていくことが重要である。

昨年度に行った事業として、無料相談会併設型の相続・遺言セミナーや遺言書作成講座等を実施したが、相続や遺言に関しての市民の関心は極めて高く、セミナーや相談会には多数の応募が寄せられ、抽選になるほどの盛況ぶりであった。これらの実績にもとづき、広報事業の強化はもとより相談事業についても多くの予算及び人的資源を投入し、相談需要を掘り起こし、これに着実に対応することで業務の受託につなげていく。

### 2 地方公共団体等との地域連携体制の強化

#### (1) 自治体等と連携した各種相談事業について

大阪府内の自治体及び各種関連団体との定期的な法律相談・災害時被災者相談・空き家問題対策等につき、継続性をもちながら多角的な地域連携事業を推進していく。昨年度には様々な協定や受託契約を締結したが、これに止まらず喫緊の課題である相続対策を踏まえたものなど、今年度も協定等を締結する機会を積極的に捉え結実させていき、自治体等との連携体制をより強固なものとしていく。

#### (2) 生活困窮者・高齢者等の権利擁護事業について

新型コロナウイルス感染症の影響や空前の物価高その他さまざまな要因により、生活に困窮する市民や自宅に引きこもりがちな高齢者・障がい者等の司法アクセスが困難な方への支援をより充実させるため、自治体等既存窓口の関係強化に加え、官民を問わず様々な機関との連携を模索し相談事業を中心に市民に寄り添った活動を行っていく。

### 3 司法書士業務の多角化に伴う会員に対する業務取り組み支援

近年、多角化している司法書士業務において、比較的新しく司法書士業界とし

て経験値が低いものや従来とは異なった専門性や法律知識を要する業務について、会員が不安なく取り組めるように会員研修会・業務資料の作成等を行い支援していく。

また、法改正に伴い新たに相続土地国庫帰属制度や財産管理人制度などが導入されるため、これらへの対応も行っていく。

昨年度からの課題である裁判IT化対策を含む簡裁訴訟代理業務、裁判関係書類作成業務・本人訴訟支援等についても同様に会員研修会や説明会などを通じて情報発信を行う。

#### 4 DX (Digital Transformation/デジタルトランスフォーメーション) 化に向けての積極的取組

紙書類をデジタルデータ化することやウェブ会議の導入など、アナログ情報をデジタル化する「デジタルイゼーション (Digitization)」については、これまでも取り組んできたところであり今後も継続して事務局手続や会務の効率化を進めていく。

また、単なるデジタル化だけでなく社会が目指すところであるDXについても積極的に取り組んでいく姿勢を表明し、新たなサービスや会務の仕組みにつき既存の価値観や枠組みを覆すようなものを生み出すために、どのようなことが出来るのかを中長期的に検討していく。

### III 主要な具体的事業

#### 1 広報事業

##### (1) 相続登記義務化及び「相続・遺言は司法書士へ」の周知

今年度は相続登記義務化が開始する直近の年度であり、市民に向けた相続登記義務化及び相続登記の促進についての啓発活動を行うべき最も重要な時機である。昨年度に実施した各種事業について継続性を維持しつつ、さらなる事業規模の拡大を予定している。今日まで行ってきた広報活動だけでなく、積極的に自治体にも協力を要請し、「相続・遺言は司法書士へ」の流れを市民に対してアピールしていきたい。

##### (2) 相続・遺言に関するシンポジウム・市民向けセミナー等の開催

昨年度に開催した相談会併設型の相続・遺言セミナーの盛況を受けて、大阪法務局との共催セミナー（シンポジウム）及び日本赤十字社大阪府支部との共催セミナーを、今年度も開催することを予定している。

また、セミナーの受講とあわせて来場者に自筆証書遺言書を書いていただく遺言書作成講座についても開催するが、複数の場所にて開催することを予定しており、市民にとって遺言がより身近なものとして受け入れられるよう促していきたい。

#### 2 相談事業

##### (1) 相続・遺言についての相談事業の拡大

相続登記促進事業として、市民と接する相談事業は広報事業とともに核となる

ものである。広報事業で述べた相談会併設型の相続・遺言セミナー等の開催や相続登記に関する無料相談会の拡充など、相談事業に要する予算の拡大及び相談員の増員は欠かせないものとなる。

令和3年度から実施している、長期相続登記未了土地所有者等に相続登記を促す通知を受けた所有者に対する相談会についても、引き続き大阪法務局と共同で実施し、相続登記の促進につなげていく。

登記の相談に限らず相続全般や遺言等、広く相談の需要に応じることで、相続・遺言分野における司法書士の活用を市民に示し、業務受託数の増加を図りたい。

また、相続・遺言関連事件は司法書士の基幹業務であり、数多くの知見が蓄積されている分野である。一方、国策である相続登記義務化への正確かつ迅速な対応は猶予のないところであるため、相談の場面において被相談者から直ちに受託することを可能とする運用も検討する。

## (2) 相談員の育成

相談需要の増加に伴い新たに相談員に登録する会員の発掘と育成は急務となる。相談技法や相談員としての心構えなど、専門家たる相談員として活躍するために必要な知識等を取得できるよう研修会等を開催し、相談員が適切に対応できるよう育成していきたい。

## (3) 相談受付システムの確立

相談希望者のアクセス機会の向上のため、WEB受付システムの導入を検討する。これまでは電話に限られていた相談予約の受付のみならず、相談票の作成や相談者の集計などシステム上で管理できるようになり、事務局手続の電子化や効率化にも資するものである。

## 3 自治体等との地域連携体制の強化

市民は困りごとや相談したいことがある際には、自治体の広報誌や相談窓口を抛りどころとする場合が少なくないため、地域社会において司法書士が十分に活躍するためには、自治体との連携は非常に重要である。

これまで自治体との連携は、支部活動を中心とした定期的な法律相談や、災害時の相談需要に対応するための災害時被災者相談についての連携協定（以下、「災害協定」という。）及び空き家問題対策についての災害協定等の締結などにより実現を図ってきた。なかでも、災害協定については、昨年度だけでも九つの自治体と締結するに至り、今後も増加する見込みである。

今年度はこれまで以上に自治体との連携を重視し、困窮者に対する支援や高齢者等に対する支援（第二期成年後見制度利用促進基本計画への対応を含む）についても公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部や大阪司法書士政治連盟などの関連団体と緊密に協力し積極的に行っていききたい。

## 4 司法ソーシャルワーク・権利擁護事業の推進

重点方針にも挙げているように、自治体や各種関連団体と連携し、地域連携ネ

ネットワークを構築し、生活困窮者や高齢者等に対する司法アクセスの向上に努める。

また、第二期成年後見制度利用促進基本計画では、共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けている。司法ソーシャルワーク・権利擁護事業の取組みの深化と、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとのさらなる連携により、成年後見分野において司法書士がネットワークの一員となり、地域共生社会の実現の一翼を担うことを目指す。

今日まで消費者問題、高齢者や障がい者、経済的困窮者、セクシュアル・マイノリティ、女性や子ども、自死問題等に関して、相談事業や啓発活動など、本会が独自に行うものや、自治体や社会福祉協議会等の要請に基づくものなど様々な事業を行ってきたが、長引くコロナ禍により困窮し支援を必要としている市民に対して寄り添った支援を行いたい。

司法書士法に規定されている「国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする」との使命規定にもとづき、「身近なくらしの法律家」として、市民に対し積極的な活動を行い、司法書士の有用性を示していきたい。

## 5 司法書士業務についての会員に対する支援

現在の司法書士の業務範囲は多岐に及び多くの業務を行うことができる。なかでも比較的新しい業務である遺産承継業務や民事信託支援業務などのいわゆる規則31条業務、そして専門性を要するインバウンドに対する対応等の業務について、会員研修会や説明会の開催・業務資料集の作成等を行い、初めて業務を受託する際に不安なく適切な事件処理ができるよう支援していく。

また、近年、民法や会社法をはじめ様々な法改正が頻繁になされており、その改正は多岐に及ぶものであるため対応に苦慮している会員が数多くいるものと思われる。これら法改正による実務や運用の変更への対応などの情報提供も行っていく。

## 6 研修の充実

新型コロナウイルス感染症の拡大予防を目的として導入されたZOOMウェビナーでの会員研修会の配信・受講につき、当会の会員においては高水準の研修単位取得率を保っていることや、研修会へのアクセス向上及び会務等のIT化に資するため現在の運用を維持することを予定している。

裁判のIT化をはじめ度重なる法改正に対応するため、新しい情報を提供する場として会員研修会は有用なものであり、司法書士業界として経験値が低い業務や従来とは異なった専門性や法律知識を要する業務についての研修会の開催を予定している。

また、相続についての相談事業を強化することに伴い、知っておくべき旧民法などの相続関連業務についての研修会や、司法書士の関与率低下が指摘され、業務に取り組む会員の増加が課題となっている簡裁訴訟代理等の裁判業務や民事調停、家事事件等の裁判書類作成業務などに関する研修会の開催も予定している。

## 7 電子化・DX推進に関する取組

重点事業でも述べたとおり、事務局手続等のデジタル化や司法書士業務におけるDXの推進についての検討を開始する。

事務局手続については、会員に対する諸手当等を振り込む際にネットバンキングを利用することや、オンラインにて諸手続を行えるよう事務局内システム（ソフトウェア）の契約を更改し、事務局手続の効率化と会員の利便性の向上を図れるよう取り組んでいく。

また、司法書士業務に関連するものとしては、国土交通省が推し進めている不動産DX（不動産ID）への対応など、会員が今後の社会変化に対応できるようなものから取り組んでいきたい。

これまでと同様にオンライン登記申請の申請率向上に向けての取り組みについても継続する。

## 8 商業・法人登記受任の促進

商業・法人登記分野において、全体的なオンライン申請率が頭打ちとなっている。司法書士が登記申請代理人として関与した事件のオンライン申請率は高水準を保っているものの、司法書士の関与率そのものが大きく上昇していないことが原因である。商業登記は司法書士の伝統的かつ基幹的業務であり、制度の経済界を繋ぐ架け橋でもあるので、その関与率の向上は喫緊の課題である。

商業登記はもちろんであるが、特に法人登記の受任率が低調であるとの情報提供もあり、法人登記の受任率を上昇させる方策についても検討・実施していく。

令和3年に日司連が日本税理士会連合会と中小企業の事業承継支援についての連携協定を締結したことを契機として、令和4年12月9日、近畿司法書士会連合会と近畿税理士会との間で同様の協定が締結された。これにより、近畿税理士会と連携した相談会併設型セミナーなどの事業を提案することも可能となった。

また、事業承継だけでなく設立登記をはじめとする会社設立手続における司法書士の活用を目指して、株式会社日本政策金融公庫大阪支店との共催の創業支援セミナーの開催も予定していることや、若年層の起業・創業意欲に対応するために大学等にアプローチすることで産学連携の推進を行うことも検討している。

上記のような事業の展開を契機とすることや登記相談の実施など、あらゆる方策を用いて当該分野における司法書士の関与率を上げることが出来るよう努めていく。

## 9 裁判IT化への対応及び簡裁訴訟代理業務、裁判書類作成関係業務等への取組み

民事裁判のIT化がなされ、申立や裁判における書類提出はオンラインでの提出が義務となるが、民事訴訟だけでなく民事執行・民事保全等や家事事件についても同様にIT化が進んでいくことになる。これらに対する情報提供はもちろんのこと、運用が開始した時に即時対応できるよう会員のサポートをしていく必要がある。

簡裁訴訟代理業務や民事調停手続における司法書士関与率が変わらず低調である中、訴訟代理権限を維持するためにも少しでも司法書士関与率を上げていくた

め、裁判手続に不慣れな会員が積極的に取り組めるように、民事裁判IT化への対応と連動した裁判業務（本人訴訟支援を含む）についての会員研修会等を実施していく。

また、生活困窮者等に寄り添った支援をするとの重点方針を踏まえ、民事法律扶助の利用は欠かせないものであるため、利用を促すようアナウンスをしていきたい。

#### 1 0 所有者不明土地問題・空き家問題対策・相続土地国庫帰属法等への対応

所有者不明土地問題及び空き家問題対策への対応は、今年度の再重点方針である相続登記義務化に向けての相続登記促進事業を通じて対応していくことになるが、従来から自治体より受託している空家等所有者等調査業務も継続して受託することにより両問題への対策を講じていく。

令和5年4月1日より施行された所有者不明土地・建物の管理制度及び同年4月27日に施行された相続土地国庫帰属制度につき、日常から不動産登記や調査等の不動産に関連する業務や財産管理業務を行っている司法書士が得意とする分野であることは言うまでもない。

これらの新しい制度に関与するために、前者については「所有者不明土地管理人候補者リスト」の作成及び裁判所への提出、後者については法務局や自治体等と連携するなど積極的にアプローチしていくことを予定している。

また、この分野においては「司法書士が適任」であるとの社会に対するアピールもあわせて行っていきたい。

#### 1 1 非司法書士対応

例年と同様に司法書士法施行規則第41条の2の規定に基づき大阪法務局長から委嘱を受けて行う司法書士法等違反に関する調査（以下、「非司実態調査」という。）や、非司法書士行為の温床となりうる他資格者等のホームページ等の調査を継続して行う。今年度の非司実態調査については、調査員を増員し調査件数を増やすなど、これまで以上に積極的に取り組んでいく。

また、非司法書士行為が疑われる他資格者や民間事業者については、注意喚起や是正の要請を行い、悪質な事例については、事実関係の調査を行った上で監督官庁への処分申請や刑事告発等を行う。非司法書士提携の疑いがあるとの情報提供があった事案に対しては、調査を行うほか、適切な対応を行う。

#### 1 2 司法書士行為規範（旧司法書士倫理）にもとづく会員の適正執務の確保

令和4年6月23日・24日に開催された第87回日本司法書士会連合会定時総会において、旧司法書士倫理が「司法書士行為規範」と名称を変え、内容についても大きく改正された。改正後の司法書士行為規範にもとづき会員の適正な執務を確保するとともに、いわゆる「犯罪収益移転防止法」の改正にもともなう執務の在り方についても検討する。

#### 1 3 大阪司法書士会史第五巻の編纂

昨年度に最新刊である第四巻が発行されたばかりであるが、第三巻の発行から

第四巻の発行までに約10年の期間を要したことから、速やかに第五巻の編纂作業に着手する必要がある。なお、第五巻は平成23年以降の会史について編纂する。

#### 1.4 事務局職場環境整備

会員数2,400余名を擁する当会にあって、日常の会員サービスのほか、外部からの様々な問い合わせ、苦情の対応など、事務局の携わる事務量は膨大な量に及ぶ。また、当会の事業は非常に多岐にわたり、さらに、業務委託を受けている関連団体の事務が加わる。それら多くの事務をこなすためには、相当数の職員の配置と作業空間の確保とともに、作業の効率化を図っていく必要がある。

これまで、事務局内におけるコロナ対応については概ね問題なく対応できたが、コロナ対応で停滞していた事務局内会務システムの刷新作業に着手し、システムの抜本的な改善を行う。